

平成23年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成24年1月23日（月）

と ころ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成23年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成24年1月23日（月）

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

小 尾 淳 子	山 口 登	瀬 口 秀 孝
吉 越 留 美	山 本 茂 子	櫻 井 綾 子
遠 藤 百 合 子	鈴 木 成 夫	関 根 優 司
渡 辺 ふ き 子	飯 塚 美 里 男	

〈保険者〉

市長	稲 葉 孝 彦
市民部長	川 合 修
保険年金課長	大 津 雅 利
国保給付係長	石 橋 春 美
国保税係長	三 浦 真 規 子
保険年金課主査（賦課担当）	野 村 明 生
国保税係主任	伊 澤 裕 之
国保税係主事	矢 島 隆 生

欠席者 〈委 員〉

西 野 裕 仁 廣 野 恵 三 大 見 川 幹 生

傍聴者 1名

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第2 その他

平成23年度第2回 小金井市国民健康保険運営協議会

平成24年1月23日

◎**関根会長** お待たせいたしました。定刻となりましたので、平成23年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

最初に、市長からごあいさつをお願いしたいと思います。

市長、よろしくお願ひいたします。

◎**稲葉市長** 皆さん、こんにちは。ちょっと遅参してまいりまして、申しわけありません。

日ごろより、委員の皆様には、小金井市の国民健康保険事業にご支援、ご協力をいただき、また本日は、急遽開催させていただきました国民健康保険運営協議会にお寒い中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

我が国の国民皆保険制度を支え、市町村が担う国民健康保険の財政運営は、構造的な問題の顕在化により、年々厳しさを増す一方であります。

国民健康保険制度は、相互扶助、助け合いの理念のもと、国庫負担等で賄われる公費部分を除いた残りを被保険者からの保険税を充てる受益者負担が原則ですが、現状としては、医療費は年ごとに増加しております。その一方で、それに見合った保険税収入が確保できず、恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うため、毎年、一般会計から繰入金という形で赤字補てんしています。

さて、本市の国保財政においては、国保税は前回の改定より5年間改定されておらず、繰入金の増額、あるいは基金の取り崩しにより、何とか運営してまいりました。しかしながら、小金井の国保財政を取り巻く状況は相変わらず厳しく、苦しい財政運営を余儀なくされております。

また、今後の国保の広域化等も視野に入れ、国保財政の安定的経営を図るため、今般、国保税の改定についてご審議をお願いすることとなりました。

何分、24年度予算に反映させるための急ぎの開催日程となっております。委員の皆さんにはお忙しいところ、まことに恐縮でございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

◎**関根会長** ありがとうございます。

議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎**石橋国保給付係長** それでは、本会議の成立の可否につきましてご報告いたします。

現在、定数17名中10名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告をいたします。

なお、西野委員、大見川委員から、本日は欠席するというご連絡をちょうだいしております。また、瀬口委員、廣野委員からも、若干おくれますということで、ご連絡をちょうだいしておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎**関根会長** ありがとうございます。それでは早速、議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、順番ですと、瀬口委員と廣野委員なんですが、おくれてお見えになるので、今日は吉越委員と山本委員に会議録署名委員をお願いしたいと思います。

本日の日程につきまして、既に机の上に配付しております。諮問1件、その他となっております。約2時間を予定しております。

諮問内容につきましては3月市議会定例会に提案することなので、期間もございません。今回、この場で答申をしなければならないということになり、皆様のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、日程第1「小金井市国民健康保険税条例の一部改正」を議題といたします。

市長の諮問を求めます。

◎**稲葉市長** では、諮問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

小金井市国民健康保険運営協議会会長、関根優司様。小金井市長、稲葉孝彦。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記、諮問事項。

1、小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容、（１）医療分。

①、国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、１００分の３．５１を１００分の４．５０に改正する。

②、国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、７千円を１万７千円に改正する。

（２）国民健康保険税の減額の改正。

①、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の減額について。

（ア）、７割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額。４,９００円を１万１,９００円に改正する。

（イ）、５割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額。３,５００円を８,５００円に改正する。

（ウ）、２割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額。１,４００円を３,４００円に改正する。

この改正は、平成２４年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成２３年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上であります。よろしくお願いいたします。

◎**関根会長** ただいま市長から諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付いたします。

（諮問文配付）

◎**関根会長** なお、大変恐縮ではございますが、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

◎**稲葉市長** 申しわけありません。どうぞよろしくお願いいたします。

（市長退席）

◎**関根会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部についての説明を求めます。

保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、また、お足元の悪い中、急遽お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、諮問事項である国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

説明させていただく前に、今回このように国民健康保険税の税率を急遽このような形で

改定しなければならなくなった経過について、ご説明させていただきます。

予算編成に当たりましては、例年のとおり予算編成作業を行ってまいりました。歳出の大きな割合を占めております療養給付費につきましては、平成23年度の決算見込み、それまでの平均伸び率等を勘案しながら算出しております。できるだけ直近の数値から決算見込みを算出してから、24年度の見込みを立てようとしているところでございます。

次に歳出の大きな割合を占めます後期高齢者支援金等や前期高齢者支援金等、老人保健拠出金等、介護納付金につきましては、例年12月28日に東京都国民健康保険団体連合会から新年度の見込み額通知をいただき、新年度予算を確定しているものでございます。

国庫支出金や都支出金につきましても、前年度の申請に基づいて算出しているところから、例年12月末をもって最終期限として予算編成を行っているところでございます。

今回、東京都国民健康保険団体連合会から、12月28日午後10時以降に、通知を電子メールでいただきましたことから、私どもが確認いたしましたのは1月4日の朝でございました。通知をいただくまでは、前年度の数値を仮数値として編成してまいりましたことから、仮数値との乖離が、おおむね2億円程度あることが判明いたしました。

この通知を受けまして、再度、国や都の支出金、また療養給付費等を再点検し、数値を算出し直したところ、すべて含めて、おおむね4億円程度に近い不足があることが判明したものでございます。

一般会計からの繰入金の一つであるその他一般会計繰入金につきましては、事業計画額より3,000万円上乗せをさせていただき、8億8,500万円としたところでございます。

また、これまで積み増しをしてきました国民健康保険事業運営基金も、平成22年、23年ですべてを取り崩していることから、補てんできるすべが、もうなくなったということになってしまいました。

このような状況の中、急遽、理事者協議を開催して、税率改定をしなければ、予算編成ができない状況であることを報告し、これまでのような赤字補てん策がとれないということで、税率の改定を行うことを確認させていただきました。平成18年度に改定して以来、税率改定を実施していないことから、低所得者にあまり負担がかからないように改定するよう、ご指示がございました。指示に基づき、試案を重ね、1月18日に改定案が確定したところでございます。

委員の皆様へ送付する改定案の資料につきましては、19日の夜、郵便局に持ち込み、

20日に届くよう、依頼をしてきたところでございます。資料がお手元に届いてから、本日23日まで間がなく、また国民健康保険の被保険者の皆様に大きな影響を与えてしまう大事な諮問ですが、本日諮問をさせていただき、答申をいただかなければ、予算編成ができない状態となっております。本来であれば、十分にご審議いただき、答申をいただくべきところでございますが、ご理解していただきたいと思っております。ほんとうに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

お手元に資料ございますでしょうか。説明の前に、資料の訂正をお願いさせていただきます。

資料の1ページ目をごらんください。資料の1ページ目に、小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表の中段より下に、「（3）後期高齢支援分」とございますが、括弧内の数字を「3」から「2」に、また「後期高齢支援分」を後期高齢「者」を入れていただいて支援分、「後期高齢者支援分」としていただきたいと思っております。

また、2ページの中段から下、（4）「全体分」のすぐ下の四角で囲ってある中でございます。「後期高齢支援分」となっておりますが、「後期高齢者支援分」と、「者」を入れていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

また、9ページに、小金井市国民健康保険税税率改定状況がございますが、改定を実施した年度に改定した数値を記載しております。平成12年度からは、医療分と介護分の2段書き、平成20年度からは後期高齢者支援分も加わり、3段書きとなっております。既にご配付させていただいております資料では、年度ごとに前年度と同じ数値の場合、引用符を用いておりますが、平成12年度から複数段となっております関係から、引用符を用いたのでは誤解を招いてしまう可能性があるということから、本日、机の上に、引用符がない資料を置いてございます。差しかえをお願いいたします。

これから資料を説明させていただきますが、大変恐縮でございますが、座らせていただいて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、資料に基づきながら説明させていただきます。

資料の1ページ、2ページ、1「小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表」をごらんください。国民健康保険税には、基礎部分である医療分と後期高齢者支援分、介護分の3つに区分されており、それぞれ改定内容と改定額の内容を記載してございます。

国民健康保険税は、支出額から、国庫支出金・都支出金等や一般会計からの繰入金を差し引いた額を税として徴収することとなっております。今回、後期高齢者支援金等や介護

納付金につきましては、3ページの2平成23・24年度の当初予算比較の表の右側、歳出の款3後期高齢者支援金等、平成24年度につきましては14億700万円となっております。この数値から、国庫支出金、都支出金、一般会計繰入金等を差し引くと、約6億4,000万円、款6の介護納付金につきましても同様に、約2億9,000万円を税額としなければならないことがわかります。

また、10ページをお開きください。9「平成24年度26市の税率の状況」をごらんください。左から、基礎部分の医療分、後期高齢者支援分、介護分の3つの区分ごとに各市の状況が記載してございます。表の一番上に小金井市、一番下に市の平均が記載してございます。この表は平成23年12月28日現在のものです、小金井市につきましては今日諮問させていただいている内容で記載しております。区分ごとに所得割、資産割、平等割、限度額、改定の有無となっております。改定欄の予定の市は、すべて23年度の数値となっております。したがって、実際には平均値が上がるものと想定されます。

後期高齢者支援分、介護分につきましては、既に各市の平均を小金井市が上回っている部分があることから、今回は改定を見送るものとしたものでございます。

恐れ入りますが、1ページ、2ページにお戻りください。今回、改定するに当たり、不足額である3億8,300万円をどのようにして低所得者等に配慮して算定するかを課題として取り組み、結果をまとめたものでございます。

(1) 医療分①改定内容をごらんください。所得割額を3.51%から4.50%へ、均等割額を7,000円から1万7,000円に改定し、医療分の引き上げ率が34.63%となるものでございます。

先ほど説明しました10ページをまたお開きください。平成24年度において、医療分について改定を予定している市が、26市中、本市を含め18市ございます。不足分をどう補うかを検討するに当たり、各市の状況を参考としましたが、結果として、所得割額につきましては平均と近似値、均等割額につきましては、平均値は2万円を超えるところでございますが、これは被保険者1人ごとに加算されることから、低所得者や世帯員の多い世帯に配慮するため、現行額に1万円を加え、1万7,000円としたものでございます。

資産割、平等割につきましては、各市の状況は減とするか、なくすかという傾向にございますが、今回、本市で同様の傾向とした場合、所得割と均等割をより改定幅を大きくしなければならず、低所得者や世帯員の多い世帯に配慮するためには、資産割と平等割につきましては現行の数値を据え置きとさせていただいたところでございます。

②の改定額内訳をごらんください。所得割額等の総額、改定前と改定後、影響額となっております。表の下から3段目、調定見込額欄の影響額をごらんください。調定額の影響額は4億2,900万円となるところでございますが、その額に収納率の89.43%を乗じると、実質影響額は3億8,300万円となるものでございます。

諮問書をごらんください。今申し上げたとおり改定をするため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

諮問事項をごらんください。医療分としまして、国民健康保険税条例の3条の第1項になりますが、国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の3.51を100分の4.5に改正するものでございます。②につきましては、条例の5条第1項に基づきまして、国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、7,000円を1万7,000円に改正するものでございます。

(2)の国民健康保険税の税額の改正でございます。これは、税率が上がることによって減額が増えるというものでございます。国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の減額について、ア、7割減額世帯に係る被験者均等割の額を4,900円から1万1,900円に改正するものでございます。また、5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額につきましては、3,500円を8,500円に改定するものでございます。2割減額対象世帯に係る被保険者均等割の減額につきましては、1,400円を3,400円に改正するものでございます。

続きまして、2ページ、(4)の全体分のところをごらんください。後期高齢者支援分と介護分を改定していないことから、3区分の合計引き上げ率は20.37%となるものでございます。

続きまして、3ページの2平成23・24年度の款項別の当初予算比較をごらんください。

歳入につきまして、款1国保税につきましては、提案内容の税率から24億4,133万3,000円、対前年比19.1%増とするものでございます。

款3国庫支出金につきましては19億3,086万5,000円で、7.8%の減となりました。主な原因は、負担割合が現行の34%から32%に変更されることによるものでございますが、東京都からの調整交付金が現行7%から9%に変更されることから、本市の場合、ほとんど影響ないと見込んでいるところでございます。

款5前期高齢者交付金につきましては18億9,538万2,000円、12.2%の増。

款6都支出金につきましては、7億2,980万3,000円、7%の増となりました。都補助金で、平成23年度の係数による減、また、前述いたしました調整交付金の関係から増となり、結果的に7%の増となったものでございます。

款7共同事業交付金につきましては10億1,059万5,000円、7.8%の増。

款9繰入金につきましては12億4,881万9,000円、8.1%の減となり、要因といたしまして、国民健康保険運営基金が繰り入れできないことによるものでございます。

歳入合計は98億853万3,000円で、対前年度6%の増となったものでございます。

右側の歳出をごらんください。

款1総務費は1億5,279万2,000円で、3%の減。

款2保険給付費は65億3,648万円で、5.2%の増となりました。項では、療養諸費で4%、高額療養費で15.8%の増となったことによるものでございます。

款3後期高齢者支援金等は14億731万7,000円で、8.7%の増となりました。前々年度の確定、24年度見込みから増となったものでございます。

款6介護納付金につきましては5億8,777万5,000円で、9.5%の増。

款7共同事業拠出金につきましては9億7,396万円で、6.6%の増。

款8保健事業につきましては1億2,482万5,000円で、8.3%の増。それは、現在の特定健診の事業計画が24年度までとなっていることから、25年度からの計画作成のための経費が増額となったものでございます。

歳出合計は98億853万3,000円で、6%の増ということになってございます。(最終段階で若干の変更があります。)

保険給付費等義務的経費であることから、削減することは難しく、国民健康保険の趣旨に基づき、不足する分につきましては保険税を改定させていただくことで、収支を合わせるようにしたものでございます。

次に、4ページの国保税と保険給付費の推移のグラフをごらんください。保険給付費につきましては右肩上がりになっております。しかし、国民健康保険税の医療分につきましては、平成20年度の制度改正により後期高齢者支援分ができたことから、減となっておりますが、その後、改定していないことから横ばい状況となり、歳出と歳入に差が生じていることが資料から読み取ることができます。

5ページの療養給付費の推移をごらんください。平成24年度を算出するに当たり、未

就学児、就学児から64歳、65歳から75歳に区分し、それぞれ1人当たりの額から伸び率を乗じて算出しております。23年度の決算見込みを算出してから24年度を算出するような形をとっているものでございます。

ここでは、国に提出しております月報というものがございまして、そこから費用額、これは医療費の全体の額でございまして、この額をもとに算出しております。

5ページの真ん中に、一般の費用額について記載してございます。ごらんいただきたいと思っております。平成24年度は71億7,451万円と見込み、対前年度3.31%の伸びを見込んだところでございます。内訳の未就学児の1人当たりの額につきましては、年々増加傾向にございます。就学児から64歳の1人当たりの額につきましては、ほぼ横ばい。65歳から75歳未満につきましては、未就学児と同様、増加傾向にございます。

また、24年度の予算を算出するに当たりましては、費用額から保険者負担額の割合を算出し、一番左の額のようになっているところでございます。

続きまして、6ページの療養費の推移については、決算額から、23年度の見込み、24年度の予算を算出しております。療養給付費等と同様に増加傾向にあることがうかがえます。

7ページの高額療養費の推移についてもごらんください。下段に一般と退職がございまして、やはり大きな増加傾向にあることが資料から読み取ることができます。

8ページをごらんください。後期高齢者支援金等及び介護納付金の推移ですが、どちらも増加傾向にあるということがわかるかと思っております。

4ページから8ページまでの歳出の大きな割合を占める義務的な経費が増加傾向にあることが今、説明させていただいたものから、ご理解いただけるかと思っております。

それでは、9ページをお開きください。小金井市のこれまでの国保税の改定状況をあらわしたものでございます。左から年度、所得割と、順次記載してございます。改定を行いました年度に数値を記載してございます。記載のないところは前年の数値となっております。本市の改定は、直近では平成18年度に実施しております。平成20年度にも数値が記載してございますが、これは制度改正により、後期高齢者支援分が医療分から分離したことによるもので、率・額を改定したものではありません。したがって、丸5年間、改定を実施していない状況が読み取れるかと思っております。

10ページをお開きください。平成24年度の26市の改定状況については、先ほど説明させていただきました表をごらんいただければと思っております。

11 ページには、今回、改定にかかる世帯ごとの影響額を一覧表としたものでございます。世帯別にどれだけの年税額が上がるかを示すため、6例を事案に挙げたものでございます。右側に行くに従いまして、年齢層も上になっていく内容となっております。

ナンバー1の世帯につきましては、ともに30代の夫婦と子供1人の低所得者世帯を設定し、給与収入につきましては2割軽減とした場合、どれだけ影響が出るかを示すため、サラリーマンの平均年収よりも低い200万円を設定したものでございます。1年間、年額で3万2,800円の増となるものでございます。

ナンバー2の世帯につきましては、夫婦とも40代と子供2人の一般的な家族構成を設定いたしました。給与収入につきましては、40代のサラリーマンの平成22年平均収入を調べてみたところ、577万円という統計が出ておりましたが、その額よりも低い500万円と設定したものでございます。年額で7万1,000円の増となるものでございます。

ナンバー3の世帯につきましては、最も収入が高いと言われている年代の世帯主を設定し、一般的な4人の家族構成といたしました。この世帯には固定資産税を設定し、給与収入につきましては高目ですが、どれだけ影響が出るかを確認するため、800万円と設定したものでございます。年額で9万6,100円の増となるものでございます。

ナンバー4の世帯につきましては、年金のみで生活している単身世帯を設定いたしました。年金受給額につきましては、厚生年金や国民年金などの加入期間によって、ばらつきがあるものの、低所得者にとってどの程度の影響を示すかを試算するため、公的年金受給額の限度額近い150万円で7割軽減ができる世帯として設定したものでございます。年額で3,000円の増となるものでございます。

ナンバー5の世帯につきましては、ともに60代後半の夫婦を設定し、収入につきましては、5割軽減となる場合、どれだけ影響が出るかをお示しするため、5割軽減が適用される上限近くの公的年金190万円を設定いたしました。なお、妻の年金収入額につきましては、所得割の算定基礎額が発生しない153万円以下とみなしました。年額で1万3,700円の増となるものでございます。

ナンバー6の世帯につきましては、ともに60代後半の夫婦を設定し、収入につきましては、2割軽減がかからない最低限近くの公的年金受給額として、240万円を設定いたしました。妻の年金収入額につきましては、ナンバー5の例と同様に設定いたしました。年額で2万8,600円の増となるものでございます。

次に、12ページから15ページまでは、世帯別一覧の具体的計算の内容について記載してございます。

1の世帯の所得割を89万円とございますが、給与収入200万円に対応した所得割122万円から基礎控除33万円を引いたものとなっております。

以下、それぞれの所得割の率を掛ける前の金額は、基礎控除が引かれているものでございます。それぞれ番号が対応しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、16ページをごらんください。本市の繰入金の推移を一覧としたものでございます。表側に繰入金の種類、表頭に年度となっております。一般会計繰入金のうち、基盤安定、職員給、出産育児につきましても、ルールに基づき繰り入れるものでございます。その他一般会計繰入金につきましても、一般的には赤字補てんとされているところです。適正な国保運営のためには、ここがゼロと言われているものでございます。

平成20年度の制度改正後、8億円を超える額を一般会計から補てんしていただいております。また、平成22・23年度につきましても、国民健康保険運営事業基金を取り崩しての大幅な補てんを行っているものでございます。

17ページの26市の平成22年度の一般会計からの繰入金の状況をごらんください。左から、団体名、平均被保険者数、A基金繰入金等を含む場合の繰入額、1人当たりの額、順位。B基金繰入金を含まない場合の額、差し引きとなっているものでございます。一番上に小金井市を記載してございます。

Aの基金繰入金を含む場合につきましては、欄外に記載がございしますが、その他一般会計繰入金を繰り入れながら黒字となった場合、一般会計に戻しておらず、基金に積み増していることから、基金を取り崩した場合には一般会計からの繰り入れと考えるという考えに基づくものでございます。本市の場合、Aの基金繰入金を含む場合には26市中3位となっております。Bの基金繰入金を含まない場合には21位となっておりますが、A・Bを勘案すると、決して少ない額ではないということが読み取れるかと思えます。

18ページには、世帯・被保険者の推移について記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

先ほど款項別比較の説明時に少し触れておりますが、平成23年度の補助金等の申請におきまして、係数等の関係から、額が減となる見込みがございします。また、インフルエンザが流行していると、各種報道等があり、平成23年度について療養給付費に影響があると想定されるものがございします。

第1回市議会定例会におきましては、補助金等の返還金や高額療養費の関係で、第3回補正を予定しているところですが、今申したとおり、平成23年度の決算見込みをさらに精査し、不足が見込まれる場合には、場合によっては繰り上げ充用など視野に入れながら、財政側と協議を進めなければならない状況にあるということも、ご報告させていただきたいと思います。

以上、私のほうからの説明は終わりにさせていただきます。

◎**関根会長** それでは、説明が終了いたしましたので、これから質疑、協議を行いたいと思います。

事務局に質問がございましたら、挙手をお願いいたします。小尾委員。

◎**小尾委員** よろしくお願ひします。私も初歩的なあれで、申しわけないんですけども、均等割額と平等割額と、どう違うんですか。すみません。

◎**関根会長** 保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 均等割額は、加入している1人1人にかかるものでございます。平等割額というものは世帯にかかる、1世帯に6,600円かかるというものでございます。よろしいですか。

◎**小尾委員** はい、ありがとうございます。

◎**関根会長** ほかにございますか。遠藤委員。

◎**遠藤委員** 2ページの、全体分として医療分と後期高齢者支援分ということで、20.37%という大きな数字が、値上げせざるを得ないということですよ。それで、小金井市としては、なるべく値上げをしないという努力をしてきたという経緯はわかるんですけども、国あるいは東京都の方向性に従って、それに準じた形で、小金井市も値上げをせざるを得ないということだと思んですが、20.37%という全体の増加分というものが、あまりにも今回大きく来てしまったということで、市民に対する説明も必要であるというふうに思うんですね。

ここのあたりの数字というのは、どういうふうにもせざるを得ないということなんでしょうか。あまりにも数字が大きいので、先ほど収入別で200万円、500万円、800万円とか、おおよその世帯の税の増額ということで、おおむね数字が出ているところではあるんですが、かなりの世帯、全世帯に影響してくるというふうに思うんですね。

単純に考えて、この20.37%という数字をほんとに小金井市としても承服せざるを得ないものなのかどうか。小金井市として、もうちょっと意見を述べて、全体的に運営上

も非常に大変な状況ではあるというふうにはわかるんですけども、あまりにも数字が大き
いので、対処として、小金井市として何か意見を申し述べるとか、そういう対処の方法と
いうのはできないものなのかどうかという点について、お伺いしたいと思います。

◎**関根会長** 保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** この件につきましては、先ほども説明の中で、理事者協議でのやり
とりについての説明としてさせていただいたところでございますが、かなり大きいという
ことがございまして、いろんな比較、何%にしたらどこに影響出るとか、いろんなことを
試算させていただいたところですが、一般会計からの繰入金につきましても、増額は見込
めないか等、相談させていただいたところですが、事業計画より3,000万円上乗せを
していただいているところがございます。一般会計の状況からも勘案させていただいて、
それ以上は厳しいということで、その他一般会計繰入金については計画より3,000万
円上乗せさせていただくということで、ご了解を得ているところがございます。

また、先ほども申しましたとおり、どのように影響が出るか出ないかというところで、
試算を行い、今ここには6例載っているところがございますが、所得割のところ、資産割
のところ、いろんな試算をさせていただき、3億8,300万円不足する中で、どういう
割合にしたら、一番市民の方に影響が出ないかというふうに検討したところです。現在、
今出ている所得割4.5%、均等割については1万7,000円、その以外のところは、資
産割と平等割につきましては据え置くという形が、一番影響が出てない。事務局サイドと
しては、出ないというか少ないのではないかという試算がまとまりましたことから、改定
の内容で、諮問したいということで、理事者のほうに相談させていただき、了承いただい
て、本日、諮問させていただいているところがございます。

また、市民への周知というところがございますが、どういう形になるか、今、改定状況
を精査しながらやっていたところがございますが、市報またはホームページ等で説明させ
ていただければというふうに考えているところがございます。

◎**関根会長** 遠藤委員。

◎**遠藤委員** これは必然的に、みずから支払うという行動を伴うということよりも、引か
れてしまうということの意味合いが多いと思うんですね。だから、収納率ということに関
しましても、的確に収納ができるということで、ここで89.4%ということになってい
ると思うんですけども、払えなくなる世帯ということも、34.6%という数字があり
ますと、結果的に払えなくなってしまうというような状況も考えられるのではないかなと

いうふう感じておりました、そこら辺のところの対処の仕方というのを、今から心配してもということはあると思うんですけども、どういうふうにそこら辺を考えているのかということに関して、お伺いしたいと思います。

◎**関根会長** 保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 確かに、税改定をした場合には収納率が下がるという傾向にはございます。今回、収納見込額について89.43%という形で、平成22年度の数値を見込んでいます。改定することで、市も何らかの努力をしなければならないということで、電話催告等いろいろな方策を勘案しながら、収納率については89.43%としました。都の指導検査等においても、できるだけ努力するよう指導受けておりますので、その辺も勘案しながら、努力をさせていただきます。また、納められない世帯があるのではないかとこのところでございますが、まず、そのような場合には市のほうに相談に来ていただきたいと思います。まず相談をしていただいて、その方の生活状況等を把握させていただきながら、よりその方に適した、例えば分納とかいろんな減額ができるかどうかと、その辺を相談させていただきながら進めたいと考えているものでございます。

◎**関根会長** 遠藤委員。

◎**遠藤委員** わかりました。相談窓口ということなんですけれども、どこに相談に行けばいいかということも、よくわからない方もいらっしゃると思うので、そういった広報もできたらお願いしたいと思うところではあります。

先ほど、一般財源から3,000万円というようなお話があったんですが、小金井市の一般財源、平成24年度の税収ということに関しましても、非常に予算を立てにくいような状況ではあるということはあるんですけども、市としてのあまりにも大きな上げ幅ということを考えて、一般財源からのこちらのほうに3,000万円以上に担保していくということは、今のところはお考えはないのでしょうか。

◎**大津保険年金課長** その額につきましては、どの額がいいのかということなので、再三、財政当局と打ち合わせをさせていただいております。また、実際、協議におきましても、その辺、財政当局と市長、また私どものほうで調整させていただきながら、額的にこれ以上無理だということで、決定したものでございます。

◎**関根会長** ほかにございますか。ほかにございませんか。

それでは、議長が発言したいことがございますので、職務代行者の櫻井委員に議長をかかりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎**関根会長** じゃ、そのようにお願いいたします。

◎**櫻井職務代行** それでは、関根議長にかわり、議事を進行させていただきます。

関根会長、どうぞ。

◎**関根委員** それでは、委員としての立場で質問をさせていただきます。

1つ目は、先ほどのご説明で、10ページ目の後期高齢者と介護の納付金が増えたから税率を改定するという事で、後期高齢者の負担は市部平均1.38より、小金井市1.66で多いので、左側の基礎課税分、こちら、医療分で上げるということだったんですが、介護のほうは平均1.30で、小金井は1.10ということになると、私、値上げ自体、賛成ではないんですが、合理的な説明をしてほしいということで、お伺いしたいんですが、先ほどのご説明がちょっと違うことになってしまうのではないかと。要するに、年が明けて、東京都のほうから、介護と後期高齢者の分で負担が増えたから値上げせざるを得ない。だけど、後期高齢者のほうはもう平均以上だから、医療のほうでということだったんですが、介護のほうは平均以下なわけですね。だから、その辺のご説明をお願いしたいということです。

もう一つ、5ページの、先ほどもちょっとご説明あったんですが、未就学児のところと、65歳から75歳未満のところが増えていますが、就学児から64歳までは横ばいと、数字はそれでわかるんですけども、1人当たりのこれが増えるというのは、例えば保険の点数が改定になって増えるのか。そうじゃなくて、何か病気がはやって、お医者さんに大勢行かれて増えるのか。その辺、内訳の説明というのを、65歳までのところが横ばいで、子供さんと高齢者のところが増えるというご説明をお願いしたいと思います。

あと、私、後期高齢者医療制度のほうで、ちょっと議会で出ている議員の方から資料いただいたんですが、見させてもらったんですが、後期高齢者医療は来年度、3.1%伸びを見込んでおられるようなんですね。国保のほうは今回5.2%ということになると、普通考えると、高齢者の方のほうにご病気になられることも多いです、高齢者のほうが伸びが多くなるのか。また、団塊の世代の方が増えるということもあるのかもしれませんが、後期高齢者のほうより国保のほうが3.1と5.2だと、かなり多いので、その辺、ご説明いただければと思います。

収納率の関係、先ほどご意見出ましたけれども、前回値上げしたとき、やっぱり収納率が下がっているんですね。平成19年度が92.6%で、値上げしたら89.8%、3%ぐら

い収納率が落ちているんですね。だけど、今回、先ほど、何か頑張ってるから、平成22年度と同じ収納率89.何%で見ているんだということですが、実際、多分、前回5年前のときも、それなりに頑張られたけれども、やっぱり収納率下がってしまったということだろうと思うんですね。そうすると、今回こういう形で、収納率、横ばいのまま予算を組むということは、果たしていかなものかなということが考えられるんですが、その辺いかがでしょうかということですよ。

あと一般会計からの繰入金のことですね。遠藤委員もおっしゃられましたけれども、長い、歴史的に見れば、もう20年近く前、1984年に国からの国庫補助金というのが45%から38.5%にぐっと減ったということから、それぞれの自治体の国保会計が大変になってきたという経過があるかと思うんですね。民間の保険ではなく、行政がやっている。特に低所得者の方も多いという国保ですから、どう一般会計からの繰り入れをきちんと責任持って果たしていくか。先ほどの資料でも、一般会計からのだけ見れば、全体21位ですよ。だから、財政当局と理事者とよく相談したら、これしかだめだということだったんですが、その辺、もうちょっときちんとしたご説明がないと、ここで結論を出すというのはいかなものかと思うので、もうちょっと立ち入った説明をお願いしたいと思います。

あと、均等割を主に値上げして、課税の法定の限度額ってありますよね。この表を見ると、今日差しかえがあった法定限度額51万円のところ、小金井市は50万円。支援分は、法定限度額14万円のところ13万円。介護分は12万円のところ、今10万円なわけですね。ここ、例えばこれを法定限度額いっぱいにした場合の試算はしてらっしゃるんでしょうか。その辺で、今日、諮問の(2)で、減額のことについても指摘がありましたけれども、限度額を法定いっぱい引き上げるということで、低所得者じゃなくて、負担能力のあるところに負担していただくというほうにシフトをもうちょっとやれたんじゃないかと思うんですが、その辺、試算しておられるのか。またお考えをお伺いしたいと思います。

あともう一つ、手続的な問題で、これは法律上の要件はもちろん満たしているわけですが、被保険者の方が3名欠員になっておられるわけです。これはやっぱり被保険者、増税、税率が上がるといって、きちんとそろえて手続も臨むべきだったと思うんですが、欠員がそのままという状態が続いているというのは、何かご努力されておられるんでしょうか。

あと、これはもう一つ、議会で国保税を上げないよというの、昨年度ですか、議

会で陳情が可決されているんですね。昨年度可決されているからというようなあれもあるかもしれませんが、今、議会意思としても議員構成変わっておりませんから、このまま20.何%の値上げ案ということで議会に行った場合、議会意思への配慮というのはいかがなるご検討されておられるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、先ほども出ましたけれども、市民生活がこれで、要するに払えるのかということですね。監査意見書って、決算のときのあるんですが、29ページ、国保税の不納欠損理由別調書というのがあるんですね。国保税の徴収の執行停止した財産がない人が8件だから、これは1人ということですかね。生活困窮が140件、これは8で割ると、人数になるのかなと思います。即時消滅というのが3,111件、8で割ったら数百人ですね。あと時効、5年たって、もう取れないというのが3,994件だから、8で割ると、500人ぐらいになるんですか。という状況があって、収納率も前回下がったわけですが、こういう市民生活の実態からいって、お金がないから、都からもそんな数字が出てくるから、計算していくと、そういう数字になるという。数字の根拠はいろいろありますけれども、ただ、それは払う側にとってみたら、実態として払い切れるのかというような率直な、先ほどもあった疑問だと思うんですよ。その辺、これから小金井市だけじゃなくて、国もいろいろ負担増を考えておられるようですし、実際、これ、もしかして生活保護受給に移行する方が増えて、小金井市の負担がもっと大変になるというようなことも、可能性としてはあるんじゃないかと思うんですよ。だからトータルに考えたら、しょうがないから、もう数字、精算するというじゃなくて、これは国保だけじゃなくて、理事者の側の政治的な判断も必要なことかと思いますが、この辺、市長がいなくなっちゃったら、市長に答弁してもらえないんですけどね。市民生活の実態からいって、どうお考えでしょうか。

あと滞納との関係だと、滞納の差し押さえというのは、国保独自じゃなくて、いろんな税金と含めて差し押さえしているから、独自の数字って出るのかどうかあれなんですけど、たしか議会の答弁では40件程度みたいなことがあったかなというふうに聞いているんですが、国保税も絡む滞納の差し押さえって、やっぱり増えているんでしょうか。その数字を。

あと短期証の発行は現在どうなっておられるんでしょうか、その数字の点をお願いします。

あと最後に、何度か議会でも質問させていただきましたが、要綱減免と窓口負担金の減免ですね。事務報告書を見ると、窓口負担金の減免はゼロになっていますね。要綱減免も、

何度か指摘しているんですが、そのときの答弁も、もっと周知徹底したいというような答弁だったと思うんですが、これだけ増税すると、そういう減免などのほうも、同時に考えていかなきゃならないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上、多岐にわたりましたが、ご答弁よろしく申し上げます。

◎櫻井職務代行 はい、ありがとうございました。

それでは事務局、順番にお願いいたします。

◎大津保険年金課長 まず1点目、介護納付金につきまして、平均値まで少し差があるけれども、どうして改定しないのかというところでございます。本来であれば、12月28日に後期高齢者支援金とか介護納付金の分の国保連合会からの通知があったことから、それをもとに平均値まで上げるのが正論ではないかということであるかと思いますが、今回、各市の平均を参考にさせていただいたところ、後期高齢者支援金については、所得割につきましては小金井市の場合1.66、平均が1.38、また均等割額につきましては1万3,000円、平均が8,028円というところで、平均より上回っているということで、改定をしないというふうにしたところでございます。介護納付金につきましては、小金井市が1.10、均等割が1万3000円、市部の平均が1.30、均等割につきましては1万732円というところで、平均より下回っているところでございます。これを平均値までもっていくのが、先ほどの私どもが説明した説明からは、いいのではないかとこのところでございますが、まず第一に、市民生活にどのような影響が出るかというところに重点をおいたことから、いろんな試算をするに当たり、一つの医療分だけで改定したほうが、説明等、またいろんな試算がしやすいということがありましたので、今回につきましては、基礎部分の医療分のところだけで改定させていただくというふうにしたところでございます。

5ページ、療養給付費の未就学児と65歳から75歳まで増える理由、何かあるのかというところでございます。この出ている数値につきましては、先ほど申したとおり、月報、実際の数値から持ってきているところでもございます。金額等から1人頭等を算出したものでございまして、その理由、どういうものがはやっているからとか、そういう理由については確認していないところでございます。あくまでも実際の数値の結果、このように伸びているというふうになっているものでございます。

また、3番目の質問で、後期高齢者については3.1%、小金井市の場合の保険給付費については5.2%になるというところでございますが、この内容につきましては、3ページの比較のほうをごらんいただきたいと思います。療養給付費、保険給付費の中の療養

諸費につきましては、実際に病院にかかり、お支払いするもの。実際に医療機関にかかった場合にかかる経費でございますが、これについては審査支払手数料を含め4%の増、高額療養費につきましては、一定額以上超えた場合に、ご自身の負担がなく、全体的にお支払いするという制度のものでございますが、これにつきましては15.8と、これが大幅な増となっているものでございます。また出産育児諸費でございますが、これも出産が伸びているということでございます。これらをすべて網羅した結果、5.2%となるものでございまして、実際に病院にかかっている療養諸費につきましては、先ほどの後期高齢者と近い数字5ページの療養給付費は3.31%、4ページの歳出の療養諸費は4%となっているものでございます。

税率が上がったのに、収納率は大丈夫かというところでございますが、確かに、税率改正を行った場合には収納率が下がる傾向がございます。平成18年度から平成22年度にかけての収納率の低下は、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足し、納付率の高い75歳以上の被保険者が後期高齢者に移行したことに伴い、収納率が下がっています。収納率が低下した大きな原因と考えられているものでございます。税率改定との直接的な影響は平成19年度の92.6%で見ていただきたいと思えます。今回の税改定においても、景気の低迷に伴い、収納率が低下すると予想されますが、税負担の公平性を確保しつつ、持続的な健康保険制度の維持向上を図るため、平成22年度の実績数値を用いて、積極的な収納対策に邁進することを考えているところでございます。実際に18年度、税改定をしたときの状況でございますが、当初予算では92.61%を見込んだところでございます。決算数値といたしましては92.84%、当初予定していたよりは、若干ですが、上がっている結果は出ているところでございます。

5番目の一般会計からの繰入金につきましては、先ほど説明させていただいた中で、ちょっと私の言葉が足りない部分がございます。実際の国民健康保険税の適正な運営は、一般会計からの赤字補てん分がないものが、健全な国民健康保険の運営とされているところでございます。本市の場合、平成24年度で、計画より3,000万円上乗せした8億8,500万円となっているところでございます。赤字補てんをしているという状況の中で、これ以上の上積みは厳しいところです。適正な運営を図るためには、本来、医療費等の支出額から国庫と、その他補助金等を差し引いて、法定部分を除いた部分の経費について、保険税で賄うという原則がございます。原則と市の状況を勘案すると、今回これが限度かなというふうに判断したところでございます。

◎櫻井職務代行 次に6番の均等割減額ですね。

◎大津保険年金課長 均等割……。

◎関根委員 法定の上限まで上げた場合はどう……。

◎大津保険年金課長 すみません。申しありません。限度額につきましては、9ページの資料で、平成23年4月1日から、法定限度額につきましては、医療分については51万円、支援分については14万円、法定限度額、介護分については12万円と、法律では改定しているところでございますが、平成22年度の法改定では、医療分については50万円、支援分については13万円としているところでございますが、本市はこの限度額につきまして、昨年度にご審議いただき、平成23・24年度の2年度にわたり改定するという答申をいただいたところでございます。

この改定は当初、平成20年度に改定しています医療分について41万円、後期の支援分につきましては12万円というところから、段階的に法定限度額50万円、13万円と上げているものでございます。平成24年度、限度額の改定も視野に入れたところでございますが、まだ、昨年度の平成22年度分の限度額、医療分の50万円、法定限度額、支援分の13万円まで改定するには、平成24年度までかかるというところがございます関係から、ダブルで限度額については上げることになってしまうことから、今回につきましては見送りをしたところでございます。

上限額、それを上げた場合に幾らかというのを、数値をちょっと今調べております。ちょっとお待ちください。額につきましては後ほど申し上げさせていただきます。

また7番目、委員の関係でございます。これまでの経過についてご説明させていただきます。平成19年11月から平成20年12月まで、公募委員につきましては、それまで継続されていた方が3名、公募の方が2名ということで、5名いらっしゃいました。平成21年1月から平成22年12月までの間で、市報等で公募したところでございますが、応募者がなく、改めて選任方法をどのようにするか検討をすることとし、1名は継続、4名は欠員というときがございました。4名については公募をしたが、応募がなく、欠員扱いという時期がありました。ところが、継続されておりました委員1名につきましても、平成21年8月10日に社会保険に加入したということがございまして、委員の方がいなくなるという事態もございました。市民参加条例施行規則の第12条に基づき、市長に就任要請をしたところでございます。平成21年9月1日から3名が就任され、2名について欠員としたところでございます。また、平成22年12月31日をもって、1名が退任さ

れたことから、平成23年1月1日から平成24年12月31日までの任期につきましては、2名が継続していただいております、3名につきましては前回公募させていただいたが、応募なかったという状況で、現在に至っているところでございます。

今後につきましては、次期改選、平成25年1月1日からの委員の公募につきましては、また、どのようにすべきか。どのような方法でいくべきかを検討させていただくところでございますが、今期、まだ11カ月ほど残っているところでございますが、できるだけ早く公募等、または市民参加条例に基づく市長への就任要請等、検討しながら、できるだけ早く委員について補充していきたいと考えているところでございます。

今度、8番目の質問です。昨年度、1万円下げるといふ陳情が採択された件でございます。確かに1万円、保険税について下げるといふ陳情をいただき、採択いただいたところでございますが、これまで説明させていただいたとおり、予算が組めないという状況でございます。したがって、陳情が採択されたところでございますが、予算編成ができなければ、平成24年度、市民生活に影響が出る。つまり医療費について支払えない状況が出るということから、今回、値上げをさせていただくというふうに決めさせていただいたところでございます。

9番目の市民生活に与える影響でございます。先ほど、決算意見書の不納欠損理由の関係で説明がございました。先ほどの理由別調書の件数は、期別の件数となっております。実際の世帯といたしましては、財産なしが2世帯、生活困窮が12世帯、所在不明が15世帯となっております。平成22年度からは、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減、低所得者に対する7割、5割、2割軽減を実施し、安心して生活していただけるよう軽減措置を行ってきたところでございます。

10番目、差し押さえ件数でございます。平成22年度の差し押さえ件数で、預貯金等を差し押さえた件数が37件です。40件程度となりますが、他に生命保険等差し押さえをした件数を合わせ、総件数64件となっているものでございます。差し押さえにつきましては、財産調査を行い、預貯金等を中心に行っております。こちらは事前に、納付相談に応じるよう文書等により催告をしております。納付相談をするようにしていただいているんですが、それに従わなかった場合に差し押さえしているものでございます。国保加入者には、生活が苦しい等、保険税の支払いが困難な方もいらっしゃいますので、事前に分納相談等をしていただき、分納誓約をきちんと守っていただいている世帯には、原則として差し押さえ等は行っていない状況でございます。

また、短期証の関係です。直近の数値では、平成23年10月1日から有効な短期証の対象世帯は1,071世帯となっております。平成23年度は、2年に一度の保険証の一斉更新がありましたので、若干、対象世帯数が増えているものでございます。交付の内訳ですが、窓口交付が513件、郵送によるものが185件、一般証に切りかえて送付させていただいたものが53件でございます。一方、交付しない内訳もでございます。国保の資格喪失したものが59件、在留期限延長手続の未完了の外国人、勾留中の方など、2件となっております。

また、減免等のどのように周知しているかについてでございますが、国保税の要綱減免と窓口負担の軽減の周知につきましては、加入時にパンフレットの中で、その旨、周知させていただいております。また、市報の中では、納付発送のときなどに、そのような減免についての説明を掲載させていただいています。また、非自発的失業に関する減免についても、ホームページでお知らせさせていただいているところでございます。また、納税通知書とともに発送もして、周知をしているところでございます。

以上でございます。

◎櫻井職務代行 はい、ありがとうございました。

関根会長、いかがでしょうか。

◎関根委員 はい。全部にわたってやると、また時間がかかるので、幾つかの件に絞って、再質問をいたします。

1つは、一般会計からの繰入金ゼロ円であるのが、本来、健全だというお考えですよ。私は、これは根本的に違うんじゃないかと思うんです。国民健康保険というのは、ゼロ円だということは民間の保険と同じだということですよ。そうじゃない。やっぱり憲法25条の医療分野でのカバーするものが国民健康保険なんじゃないかと思えますので、市民の国保加入者の健康、生活をちゃんと守るという立場から、一般会計の繰り入れはきちんと行うべきだと考えておりますが、これは平行線になるかもしれませんし、議会での議論ということになるかもしれません。

それとの関係で、1万円値下げしてほしいという陳情が議会で可決されているけれども、予算が組めないと、実際問題、市民生活に影響が出るからということですが、これは理事者のほうの話になってくると思うんですが、きちんと政治判断をして、市民生活に影響が出ないというのなら、必要な一般会計の繰り入れをするべきだということ。

先ほど質問して、ちょっと答弁が漏れているかと思うんですが、これだけ負担増が、国

保だけじゃないですけども、いろいろやると、むしろ生活保護の受給者のほうに跳ね返ってきて、全体として市や国の支出が増えてしまうんじゃないか。そうじゃなくて、市民の暮らしも応援して、成り立つような形のほうにかじを切りかえたほうが、最終的にそういう国や市の支出が大きく膨らむことがないんじゃないかと思うのですが、理事者じゃないから、なかなか答弁は難しいでしょうけれども、ご見解があれば、お願いしたいと思います。

あともう一つ、要綱減免と窓口負担金の減免の周知、いろいろパンフレットの中でとか発送時とか、多分、窓口に最初に来たときとかなんでしょうけれども、実際問題、数字があまり動いていないわけですね。窓口負担金の減免というのは、事務報告書を見ると、ゼロになっていますよね。そういうような状態が続いている。たしか質問したとき、三多摩全体で調整するとかいろいろ何かあったとは思いますが、今までご努力されていたのでは、結果としては不十分じゃないかと思うんです。その辺、もちろん、全然ご努力されてなかったということではないですけども、実態からいえば、もっとご努力が必要じゃないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。その点だけ、もう一回ご答弁お願いします。

◎櫻井職務代行 事務局、お願いします。

◎大津保険年金課長 先ほど来、私どもの答弁の中で、一般会計からの繰入金ゼロはいいというのは、制度的にゼロが適正な運営というふうになっているところがございます。ただ、国民皆保険制度ということがございます。小金井市におきましても、平成24年度予算につきましては8億8,500万円と、一般会計から繰入金をさせていただいている状況でございます。制度的には望ましいが、現実的には皆保険というところがございまして、一般会計からの赤字補てん分として8億8,500万円、平成24年度について繰り入れているというふうに答弁させていただきたいと思います。

陳情の関係でございます。

◎関根委員 なかなか、理事者じゃないと答弁しづらいね。

◎川合市民部長 そうですね。じゃ、私のほうから。

陳情の審査のときにも私のほうから答弁していることなんですが、値下げをするためには、不足分として一般会計からの繰り入れをしなければ、制度として成り立たないという今の国保会計の現状なんですね。そうした場合、一般会計からの繰り入れをしながら、国保会計を運営しているという今の現状の中で、一般会計の現在の状況を見た場合には、1

万円を値下げできるかどうかというところを判断するには、国保会計の状況だけではなく、一般会計の状況も考えた上での判断になると思います。ですから、一般会計の今現在の状況を考えると、先程、保険年金課長からご説明いたしましたように来年度に一般会計からこれ以上の繰り入れができるような状況にないということから、今回の改定についての議論が始まっているというところで、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

◎**大津保険年金課長** 今、部長のほうから答弁させていただきましたが、一般会計からの繰入金となりますと、国民健康保険に加入されていない方、被用者保険に加入されている方が市民税として税金を納めていただいております。その方としてみれば、自分の保険料、自分の給料から差し引かれている保険料、また国民健康保険加入者の方の保険料を若干お支払いいただいているという形にもなるということもございます。二重にお支払いをいただいている。面倒見ていただいているというところも、若干出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

また、生活保護受給者が増えるのではないかとこのところでございますが、先ほど来、説明させていただいておりますが、保険税がお支払いできない場合には、まず窓口等に來ていただき、納付ができない旨、相談をしていただきたいと思いますと考えております。生活状況を確認しながら、先ほどの分納誓約をしていただいたり、またその方に適した対応ができるよう、こちらも、現在もやっているところでございますが、今後もさせていただきたいと考えているところでございます。

また、要綱減免等の減免について、数値が少ないのではないかとこのところでございますが、これについては、相談に来ていただいて、生活状況、またそういうことをすべてお聞きした上で、該当するかしないかというところで、判断させていただいているものでございます。相談に来ていただいた方が必ずしも該当されたというのではなく、要綱等から判断させていただいて、基準外ということで、減免対象とならなかったケースもございません。

◎**関根委員** 1点だけ。国保には加入していない方の税金を国保に一般会計から繰り入れというのが不公平というような議論は、しばしば伺うんですが、これは例えていうなら、道路だってそうですよね。負担能力のある方が税金をたくさん払って、負担能力のない人は払わない。だけど、道路はみんなが使っているわけです。じゃ、税金払ってないやつは道路を歩くなというわけじゃないでしょう。国保も、だれだって、病気や、例えば交通事故に遭って収入がなくなったら国保にいかざるを得ない。そのセーフティネットなわけで

すよね。だから、それは道路と同じように、一般会計から、必要な税金を投入するというのは私は当然だと思います。これは意見にとどめます。

最後に、一委員の立場としてですが、今日どうしても採決、私は委員としては賛成いたしかねるんですが、今日どうしても採決して答申を出すということでしたら、例えば手続、法律上はいいんですけども、被保険者の委員が3人欠員で、しかも諮問の日に結論を出すような、最初のご説明でもありましたけれども、極めてイレギュラーな日程で大幅な値上げを議論せざるを得ないことは、今後避けるよう努めるべきであるとか、値上げの算出根拠が十分、合理的に説明されていないのではないかと、値上げの市民生活への影響や値上げ後の収納率の問題、生活保護などのことなど、あと一般会計からの繰り出し金ができないという理由に関しても、これは理事者の判断ということもありますから、ここの議論の範囲を超えているものかもしれませんが、幾つかの少数意見として付して答申をするということが、望ましいのではないかとということを一委員としては意見として述べさせていただきます。

以上です。

◎櫻井職務代行 はい、ありがとうございました。それでは、会長、いかがですか。何かございますか。

◎関根委員 ございません。

◎櫻井職務代行 ないようでしたら、議長交代いたします。ありがとうございました。

◎関根会長 それでは一応念のために、ほかにご質疑等……。はい、渡辺委員。

◎渡辺委員 もう随分長く質疑されましたので、内容としては急遽といたしますか、大変大きな値上げになるということで、国民皆保険をしっかりと守っていくためにも、値上げも必要なことかというふうに思っていますが、丁寧に市民の方にはきちんとした対応で周知をお願いしたいというふうに思っています。それとともに、値上げをして払えない方が増えるのではないかと。これは私の身近にも、国民健康保険、非常に大変な思いをして払っている方がおりますので、ほんとに心配です。

そういった中では、まず値上げをするということはやむを得ない手段といたしましても、そのほかの、できるだけ医療費のかからないという対応をしていくことが、最も重要だと思うんですね。保険者の人数は変わらないのに、金額は変わって。さっきも何度も見ましたけれども、医療費が増えているという状況がありますので。ましてや、これからさらに少子高齢化になっていきますので、ほんとに健康づくりということが重要になってくる

と思います。

それは、この場ではないかもしれませんが、今日の会にはさまざまな医師の先生方や、それぞれたくさんの方の専門家の先生方がいらっしゃっております。私たちもいろいろなところで予防医療ということも伺います。歯科にありましても、80歳で20本残すためのそうした予防医療、また予防接種なども、私たちも全力で進めてきました。また介護予防につきましても、そういった一つ一つの取り組みが成功していく。いい結果を出していくことが、医療費を減らしていくことにつながると思いますし、そのために健康づくりも進めてきているわけなんですよね。

ですから、しっかりそういった検証もしていただいて、ただ上げるだけではなくて、このように健康づくりが進んで、このように医療費が減ってきているという結果を検証していくということも非常に大事だと思うんですけれども、その辺については部局、担当が違うのかどうか分かりませんが、そういったことについてはもう欠かせないことだと思いますけれども、どのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

大丈夫ですか、こうやって聞いても。

◎**関根会長** 健康づくり？

◎**渡辺委員** 今日の、どうなんでしょうか。

◎**関根会長** 保険年金課……。

◎**渡辺委員** 保険年金だから違いますよね。でも、まあ私のほうから質問するわけにはいかない……。

◎**関根会長** 保険の範囲で。じゃ、保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 予防の関係でございますが、特定健診の健診を実施しているところでございます。始めて、5年たつところで、どのような内容かということが出るのかなと思っています。国のほうでも、平成25年度からの改定をどのようにするかという方針が今出ていない状況でございます。その中で予算計上はさせていただいたところですが、そういうのを勘案しながら、また、国民健康保険として対応できることについてはしていきたいと考えております。また、予防医学につきましても、健康課で、やっている部分がございます。この辺のところにつきましては、本日このような意見があったということをお伝えさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎**渡辺委員** これは車の両輪で、しっかり進めていただきたいと思いますし、それをきち

んとやっていかなければ、ほんとに保険制度が危ないというふうに思っておりますので、ぜひとも連携とっていただき、そして、この値上げのこともそうですけれども、日ごろからの健康づくりも、あわせて周知をしていただくように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎**関根会長** 私が言うことかどうかわれはすけれども、そういうご意見は少数意見としてあります。私は私の少数意見、言ってくれといったんですけども、それはご判断ですけれど。

◎**渡辺委員** 先生……。

◎**関根会長** 答申出すとき、こういう少数意見がありましたということを、私は私の意見として言ってくれと。一委員の関根が会長にいったんですけど。

◎**渡辺委員** はい、ぜひお願いしたいと思います。答申の際には、ぜひ入れていただければと思います。

◎**関根会長** ほかに質疑ございますでしょうか。ないですか。

では、これで質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。はい。

本国民健康保険条例の一部改正は3月議会に上程しなければなりませんので、本日、答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**関根会長** ご異議なしと認めます。答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで、取りまとめたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたが、私と渡辺委員の少数意見ということで、答申は答申で出すんですが、議会にそれを出すとき、少数意見がありましたということをつけ加えたいと思います。それで、その文章につきましては今日の議事録を精査した上で、事務局と調整したいと思います。それは皆さんにも文章をきちんと、議会に出される前にお送りいたしたいと思います。ぎりぎりじゃなくて、なるべく十分ゆとりを持ってお送りするようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

答申につきましては、委員の皆様方には後日、送付させていただきます。

次に、日程第2「その他」に入るわけですが、事務局から何かございますか。

保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 特にございません。

事務方としてはないんですが、先ほどの限度額を51万、14万、12万円に改定した

場合には、試算レベルでございますが、おおむね1,400万円程度の上がる事になります。

◎**関根会長** 増収という話か。

◎**大津保険年金課長** はい。という数値のほうは出ているところでございます。申しわけございません。先ほどちょっと回答できませんでしたので、ここで回答させていただきます。

ほかの内容については、事務局のほうから特にございませぬ。

◎**関根会長** ありがとうございます。

事務局のほうは以上ですが、委員の方から、ほかに何かございますか。

ないようですので、これで本日の議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思ひます。ご協力ほんとうにありがとうございました。

— 了 —

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成24年 月 日

議 長

署名委員

署名委員